

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百十六号

次の種畜について家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第
二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書を交付
した。

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

◇告示

種畜証明書の交付

種畜証明書の書換交付

中型まき網漁業の起業認可申請期間

木炭規格証票及び表示の方法改正

建設業者の変更登録

”

定例県議会の招集

◇正誤

昭和三十一年九月四日公告中訂正

黒毛和種

証明書番号 名前

生年月日

産地

血

続

級別

飼養者住所氏名

昭三一
鳥地第一号

春風

昭三〇、五、一〇

西伯、日吉津

父益広
母みつやま

黒 九九 二
” 八五四八

西伯郡日吉津村
山崎 藤治

” ”
二 ”

網原

” 三、二八 ”

大山

父益広
母としひろ

” 四〇八五五 ”

淀江町
角 積

三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
第貳栄峰	秀泰	巖	司栄光	花清	栄次	金松	牧田	田中	伯広	谷口	光行
二、一〇	二、五	一、二四	四、一五	三、一八	二、二三	昭二九、一二、三一	九、二六	昭三〇、一、五	五、四	昭二九、六、二〇	昭三〇、三、一
淀江	大山	会見	米子、二本木	倉吉、谷	東伯、中山	倉吉	新田	米子、両三柳	東伯、羽合	八頭、智頭	河原
父益広	父益広	父第五栄光	父第五栄光	父花秀	父益広	父金幸	父第五山稔	父第五栄光	父井上	父夏源	父銀翼
母さかえ	母第二たやま	母いわじ	母たけみや	母あさひ	母むらくも	母きた	母第二はつと	母さかえ	母はやし	母第四あやみ	母みつゆき
本二二七七七	本四〇九四	黒二六二八	黒二六二八	黒三六四五	黒九二一四九	黒三三六四	黒三三六二	黒二六二八	黒八七〇	本一八五九	黒一〇六六
岸本町	境港市竹内	西伯郡岸本町	日野郡溝口町	東伯郡東伯町	亀本	松田	赤崎町	鳥取県種畜場	三朝町	八頭郡智頭町	谷口
加川	山本	加川	幸治	遼清	又蔵	政知	恒吉	与七	福本	石蔵	

鳥取県告示第四百十七号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十一年九月十一日

種畜証明書番号	名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三一鳥取一第三六号	榮憲	黒毛和種	鳥取県東伯郡東郷町 高塚憲次郎	鳥取県東伯郡関金町 河本 積
三七	大徳		三朝町 野見 博	倉吉市 池田 善義

鳥取県告示第四百十八号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）第十八条の規定により準用する同規則第七

七条の規定にもとづき、昭和三十一年における無動力中型まき網漁業（あじ、さば、いわしを目的とするいわゆる和

船きんちやく漁業）の起業認可申請期間を次のとおり定める。

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

昭和三十一年九月 十一日から

九月二十五日まで

鳥取県告示第四百十九号

昭和二十七年六月鳥取県告示第二百九十九号によつて指定した木炭の規格証票の様式及び表示の方法を次のように改正し、昭和三十一年八月一日から実施する。

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

木炭の規格証票

一 規格証票の様式

(1) 一般の場合

日本農 林規格

◎

白(黒)炭

味 量 目

正

直径43センチメートル

鳥 取 県

証票 用紙とする

用紙の寸法 横五、五センチメートル 縦九センチメートル

用紙表面の色 地色は白とする

「かし」「くぬぎ」「あへまき」「なら」は赤色

「やち」「しし」はあざ色

「くり」「まつ」「粉」「製鉄炭」は白とする

◎

生産者	
氏 名	住 所
	郡市
	村町

表面文字の色 白、黒炭は地色とし

「くり」「まつ」「粉」「製鉄炭」は

用紙裏面の色 地色は白とする
裏面文字の色 黒色とする
右の証票のスタンプ押印箇所に押印するスタンプの様式は次による。

黒色とする

粉「くり」

及び「まつ」

「を除く白

(黒)炭の

場合

格付者表示番号

品等	形状	樹種

表示年月日

円の直径

四センチメートル

スタンプの色

黒、紫又はあい

粉「くり」

又は「まつ

」の場合

格付者表示番号

粉(粉炭)又は樹種	表示年月日

円の直径

スタンプの色は

右に同じ

製鉄用木炭の場合

格付者表示番号

製鉄炭
表示年月日

円の直径

スタンプの色は

右に同じ

不合格木炭の場合

格付者表示番号

不合格
表示年月日

円の直径

スタンプの色は

右に同じ

二 規格証票の様式 (2)

小量包装木炭の場合

日本農林規格
小量包装木炭
正味量目

炭種 樹種
スタンプ
押印箇所

鳥取県

用紙の寸法 横九センチメートル縦六センチメートル

用紙の色 「炭種、樹種、称呼」欄及び「スタンプ押印箇所」欄は白とする

表面文字の色 黒色とする

右の様式のスタンプ押印箇所に押印するスタンプの様式は次による。

三 表示の方法

鳥取県
表示年月日
格付者表示番号

円の直径
スタンプの色
黒、紫又はあい

(1) 備長の称呼はスタンプ樹種、称呼欄に表示する。

(2) 粉「くり」及び「まつ」を除く白炭又は黒炭で形状称呼を附さない場合はスタンプの形状称呼欄を※印で埋める。

(3) 前項の場合以外でスタンプに空欄を生ずる場合には★印で埋める。

(4) 不合格の場合には証票面の「炭種、樹種、称呼及び正味量目」の文字を消す。

(5) 製鉄用木炭のスタンプを押印する場合には証票面の「炭種」の文字を消す。

(6) 炭種、樹種称呼の異なるものを混交した場合（小量包装木炭）には規格証票所定箇所に「白かし、さつ

黒なら、さつ」の例によつて炭種、樹種、称呼を表示する。

(7) 小量包装木炭及び切炭の場合その規格証票を紙袋の表面所定の箇所に印刷し、生産者の住所、氏名は証票以外の箇所を表示する。

(8) 用紙による証票は格付のつど一包装ごとに俵詰の木炭にありてはその俵小口の中央又は所定の箇所に緊着する。

(9) 証票に用いる針金の長さは二〇センチメートル以

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭三一、七、一 株式会社 角和組
(は) 第二六九号

鳥取県告示第四百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月三十一日変更登録した。

昭和三十一年九月十一日

上としこれを折まげて使用する。

鳥取県告示第四百二十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月二十九日変更登録した。

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

主たる営業所所在地

(旧) 鳥取市二階町二丁目五蔵内ビル内
(新) 東品治町一区二四三ノ一

申請者氏名 青柳 寿久
青柳 寿久

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(14) 第四五号

昭三〇、九、二六

佐藤工務店

(新) 鳥取市東品治町二二四ノ一
(旧) " 上町一五五

佐藤祥之助

鳥取県告示第四百二十七号

昭和三十一年九月十九日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事 遠藤

茂

下	三	午後十二時
四	三	三十分
一五	格雨町	

午後〇時三十分
根雨町

正誤

昭和三十一年九月四付公告中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁
段
行
誤

正

二八上三 県育林

県有林

“ ” 一三 幹林積

幹材積

一九 格雨町

根雨町

二〇 吏町

東町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發
 刷 行
 所 鳥
 鳥 取
 鳥 取
 鳥 取
 取 市
 取 東
 取 町
 取
 印
 刷
 所 鳥